

議 事 日 程

- | | | |
|-------|--------|------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 同意第 1号 | 固定資産評価員の選任について |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 遠軽町税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 遠軽町都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 財産の取得について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第1号） |
-

平成25年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成25年5月10日（金）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第 4 同意第 1号 固定資産評価員の選任について
日程第 5 議案第 1号 遠軽町税条例の一部改正について
日程第 6 議案第 2号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について
日程第 7 議案第 3号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8 議案第 4号 財産の取得について
日程第 9 議案第 5号 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）
-

◎出席議員（17名）

- | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 18番 | 前田篤秀君 | 17番 | 浅水輝彦君 |
| | 1番 | 石田通行君 | 2番 | 今村則康君 |
| | 3番 | 清野嘉之君 | 4番 | 林照雄君 |
| | 5番 | 黒坂貴行君 | 6番 | 松田良一君 |
| | 8番 | 山田和夫君 | 9番 | 岩澤武征君 |
| | 10番 | 杉本信一君 | 11番 | 山谷敬二君 |
| | 12番 | 高橋眞千子君 | 13番 | 荒井範明君 |
| | 14番 | 阿部君枝君 | 15番 | 奥田稔君 |
| | 16番 | 高橋義詔君 | | |
-

◎欠席議員（1名）

- 7番 岩上孝義君
-

◎列席者

《平成25年5月10日》

町長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員長	富永 史朗 君
代表監査委員	村瀬 光明 君		

◎説明員

副町長	広井 澄夫 君	財政課長	鈴木 光男 君
総務部長	高橋 義久 君	税務課長	会津 靖朗 君
総務部参事	岡村 宏 君	建設課長	中川原 英明 君
民生部長	村本 秀敏 君	建設課参事	山本 善宏 君
経済部長	大河原 忠宏 君	建設課主幹	高橋 弘章 君
経済部技監	松井 雅弘 君	会計管理者	小野寺 健 君
総務課長	寒河江 陽一 君	丸瀬布総合支所長	小谷 英充 君
情報管財課長	岩山 靖彦 君	白滝総合支所長	荒井 正教 君
企画課長	加藤 俊之 君	教育長	河原 英男 君
教育部長	橋本 健一 君	教育部次長	藤江 敏博 君
監査委員事務局長	舟木 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田 守 君	庶務・議事担当係長	小玉 美紀子 君
事務局主幹	河本 伸二 君		

《平成25年5月10日》

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成25年第3回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） ただいまの出席議員は、16人であります。

なお、岩上議員より欠席の届け出があります。また、荒井議員より、おくれる旨の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成24年度例月出納検査の結果、水道料金の債権放棄の報告、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第9までとなっております。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山田議員、阿部議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成25年第3回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成25年第3回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

遠軽高校野球部が21世紀枠として出場した第85回記念選抜高等学校野球大会についてであります。3月23日の1回戦で、福島県のいわき海星高校と対戦し、3対0で見事に甲子園初出場、初勝利を果たし、2回戦進出を決めました。

甲子園球場アルプススタンドには、遠軽高校全校生徒を初め、父母、OBの皆さんなど全国各地から約2,000人が集まり、私もその大応援団の一員として応援をしてみました。

3月28日の2回戦では、昨年の甲子園で春夏連覇を達成した大阪桐蔭高校と対戦し、1対1で敗れましたが、選手の皆さんにとっては大変貴重な経験になったことと思いません。

また、町内では、両日とも、げんき21でパブリックビューイングが行われ、多くの町民の皆さんが選手たちに声援を送り続けました。

遠軽高校野球部の見事な活躍により、遠軽の名を全国に知らしめるとともに、多くの皆さんに勇気と感動を与えていただきました。この経験を夏の大会に生かして、甲子園出場の代表権を勝ち取ることを願うものです。

次に、自衛隊関係についてであります。新しい「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」が、夏ごろまでに骨子が固められることから、4月11日に北海道自衛隊駐屯地連絡協議会及び北海道議会議員とともに、防衛大臣、国会議員及び関係機関に対し、新しい防衛計画の大綱等の策定に当たっては、不安定要因を抱える北海道の防衛と地域の安全と安心を守るため、現存する部隊に加え、新しい装備を持つ部隊を配置するなど、北海道における自衛隊の体制強化を強く要望してまいりました。

また、現在の我が国周辺の安全保障環境から「南西方面を重視する」流れがあることか

《平成25年5月10日》

ら、6月3日に東京都内において、道内選出の国会議員、北海道知事等が参加し、「北海道の自衛隊を支える中央大会」の開催が予定されており、協力諸団体とともにオール北海道として、北海道における自衛隊の体制強化を求めてまいります。

今後も引き続き情報収集に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、存置活動に全力で取り組んでまいります。

4月11日午後には、私が会長を務めております道内22の合併市町で組織する北海道合併市町連携会議において、北海道の協力を得て、総務副大臣、道内選出の国会議員及び関係機関に対し、地方交付税の算定において、合併市町村への配慮に関する要望を行い、行財政基盤の強化及び地方分権の推進を目的とし、合併をなし遂げた市町村の政策遂行に対する理解を求めてまいりました。

次に、福祉灯油購入費助成事業の実施状況についてであります。この事業は、今般の国内の円安等に起因する原油価格の高騰により、その影響が深刻となる高齢者世帯等に対して、灯油購入費の一部を助成することにより、これらの世帯の負担軽減と生活の安定を図ることを目的としており、1,940世帯に対して個別通知を行うとともに、自治会を通じた回覧文書等で周知を図ったところです。

4月末現在では1,468世帯の申請を受け付け、1,411世帯に対して交付決定を行っており、そのうち1,360世帯で灯油の購入を済ませているところです。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

同意第1号固定資産評価員の選任については、職員の人事異動に伴い、遠軽町固定資産評価員を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

議案第1号遠軽町税条例の一部改正、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正及び議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第4号財産の取得については、除雪トラック（10トンダンプ）の購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第5号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出については、平成23年9月、札幌地方裁判所に訴状が提出された児童死亡に係る損害賠償請求事件について、これまでに10回にわたり口頭弁論が行われ、平成25年3月4日に結審し、5月20日に判決が予定されていることから、どのような判決にも即時に対応できるよう見込まれる経費を計上したところです。

歳入については、総合賠償補償保険金を充てるものです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の大要であります。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、第3回遠軽町議会臨時会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただ

きます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員が出席いたしました。
暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

◎日程第4 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 同意第1号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号固定資産評価員の選任について御説明いたします。

職員の人事異動に伴い、遠軽町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町丸瀬布新町359番地。

氏名、會津靖朗。

生年月日、昭和36年2月6日であります。

なお、本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

《平成25年5月10日》

◎日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第1号遠軽町税条例の一部改正について、日程第6 議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正について、日程第7 議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について、以上、議案3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 議案第1号遠軽町税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正等が平成25年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により御説明いたしますので、5ページの次にあります遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

寄附金税額控除につきましては、地方公共団体に対する寄附金に係る個人町民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度まで税額控除に加算される復興特別所得税分を算定するための規定を加えるものでございます。

施行の日は、表中右端の施行年月日欄にそれぞれ条項ごとに記載してありますので、御参照願います。

次に、固定資産税の納税義務者等は、独立行政法人森林総合研究所が行う農用地改良事業等に伴う仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置を廃止するものであります。

特別土地保有税の納税義務者等は、独立行政法人森林総合研究所が行う農用地改良事業等に伴う土地の特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するものでございます。

なお、特別土地保有税は、地方税法の改正により、平成15年度以降課税をしておりません。

附則アの延滞金の割合等の特例は、延滞金の率を引き下げる改正でございます。各年の特例基準割合、この割合は貸出約定平均金利に1%を加算した割合でありまして、財務大臣が告示をするものであります。この割合が年7.3%に満たない場合、その年中は年14.6%のものは当該年の特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものであります。年7.3%のものは、現行は延滞金の特例で公定歩合に年4%を加算した割合でありまして、平成25年は年4.3%を適用しておりますが、今改正で当該特例基準割合に1%を加算した割合にするものでございます。ただし、加算した割合の上限は年7.3%でございます。

法人町民税の納期限の延長があった場合の延滞金は、各年の特例基準割合が年7.3%

《平成25年5月10日》

に満たない場合には、その年中は当該年の特例基準割合とする規定を加えるものでございます。

次のページのイ、納期限の延長に係る延滞金の特例は、ただいま申し上げました延滞金の特例の改正に伴う法人町民税の延長の場合の延滞金の特例の規定の整備をするものでございます。

ウの公益法人等に係る町民税の課税の特例は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合の当該譲渡所得等に係る個人町民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えるものであります。この規定は、寄附を受けた公益法人が、その目的の事業を廃止した場合には、国税長官がその譲渡所得の非課税の承認、また取り消しをいたしますが、廃止がなければ公益法人を猶予する規定でございます。

エの個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除は、個人の町民税の税額控除について、適用期限を住居年が平成25年から平成29年入居まで4年間延長するものであります。

オの寄附金税額控除における特例控除額の特例は、地方公共団体に対する寄附金について、個人町民税の寄附金税額控除の特例控除額の特例を、平成26年度から税額控除に加算される復興特別所得税分を算定する規定を加えるものであります。

カの法附則第15条第2項第6号及び第10項の条項で定める割合は、都市再生特別措置法の規定による管理協定締結の備蓄倉庫について、固定資産税の課税標準を締結後5年間3分の2として新たに規定を加えるものでございます。

また、あわせて、地方税法の条項の改正に伴う規定の整備でございます。この備蓄倉庫とは、大規模な地震が発生した場合、避難者や帰宅困難者のために水や食料等の物資を保管するための施設であります。

キの優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、この特例の規定に民間都市開発の推進に関する特別措置法の規定による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換における譲渡所得の課税の特例を加えるものでございます。

次のページのクでございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例は、東日本大震災により居住していた住宅が焼失等をして居住できなくなった者の相続人、ただしその住宅に居住していた者に限ります。その相続人が、住宅の敷地であった土地を譲渡した場合には、その相続人はその住宅を被相続人が取得をした日から所有していたとみなして、居住用財産の譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるとするものでございます。

ケの東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例は、地方税法の改正に伴う条文の整備をするものであります。当該控除の適用期間につきましても、4年間延長されております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

《平成25年5月10日》

続きまして、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正等が平成25年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により御説明いたしますので、次のページにあります遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

この条例は、附則の改正でございます。

施行の日は、表中右端の施行年月日欄に記載してありますので、御参照願います。

第4項に固定資産税の規定と同様、都市再生特別措置法の規定による管理協定締結の備蓄倉庫について、課税標準を締結後5年間、3分の2として新たに規定を加えるものでございます。

第4項を加えることによりまして、第4項から第11項までを1項ずつ繰り下げをいたします。また、附則第7項、第8項、第9項、第11項で、第4項の追加に伴う規定の整備をいたします。第12項は、地方税法附則第15条の課税標準の特例の規定の追加、廃止に伴う規定の整備をするものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正等が平成25年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により御説明いたしますので、2ページの次にあります遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

施行の日は、表中右端の施行年月日欄に記載してありますので御参照願います。

国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額につきましては、新たに特定継続世帯を規定します。また、現行の特定世帯の世帯別平等割額について、2分の1を5年間軽減しておりましたが、軽減措置が終了したことから、これに引き続き、特定継続世帯として4分の1を3年間軽減するものでございます。

負担軽減措置の要件も、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した者を特定同一世帯所属者といいます。この者も含めた特定継続世帯として3年間、従来の要件を延長するものでございます。

また、第23条、低所得世帯に対する均等割、世帯別平等割額の減額も特定同一世帯所属者を含めて減額判定することを延長するものであります。

特定継続世帯の世帯別平等割額の軽減後の額、医療給付費分ではありますが、1万9,4

00円から4分の1を軽減した1万4,550円として規定するものであります。

国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は、新たに特定継続世帯を規定します。また、同じく、特定世帯の軽減に引き続き、特定継続世帯の世帯別平等割額について4分の1を3年間軽減するものであります。負担軽減の要件につきましては、ただいま申し上げたものと同様でございます。

特定継続世帯の世帯別平等割額の軽減後の額は、6,400円から4分の1を軽減した4,800円として規定するものでございます。

国民健康保険税の減額は、低所得世帯の均等割、世帯別平等割額を減額するものでありまして、世帯の総所得金額等と被保険者等の人数に応じて、7割、5割、2割の減額があります。この規定は、全て新たに特定継続世帯の減額する金額を規定するものであります。

減額措置の要件は、括弧内に記載してございますので御参照願います。

第23条第1号のイは、医療給付費分の7割軽減でありまして、特定継続世帯は先ほどの1万4,550円の7割、1万185円を軽減する金額として規定するものであります。

第1号のエ、後期高齢者支援金分の7割軽減は、先ほどの4,800円の7割、3,360円を減額する金額として規定するものであります。

次のページの第2号のイでございます。医療給付費分の5割軽減は1万4,550円の5割、7,275円を減額する金額として規定するものであります。

第2号のエ、後期高齢者支援金分の5割軽減は4,800円の5割、2,400円を減額する金額として規定するものであります。

次に、第3号のイ、医療給付費分の2割軽減は1万4,550円の2割、2,910円を減額する金額として規定するものでございます。

第3号のエ、後期高齢者支援金分の2割軽減は4,800円の2割、960円を減額する金額として規定するものでございます。

最後に、附則の改正です。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長ですが、地方税法附則の改正に伴う東日本大震災に係る譲渡所得の課税の特例の規定を整備するものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各議案ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町税条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決します。

採決は、上程の順より各議案ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第8 議案第4号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長(岩山靖彦君) 議案第4号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、除雪トラック(10トンダンプ)1台であります。

取得の方法は、指名競争入札であります。

取得価格は、3,882万9,000円であります。

取得の相手方は、紋別郡遠軽町学田2丁目8番地20、株式会社佐渡自動車整備工場、代表取締役佐渡博夫であります。

この財産の取得につきましては、4月19日、有限会社國枝モータース、株式会社佐渡自動車整備工場、共栄自動車工業株式会社、有限会社遠藤モータース、東北海道いすゞ自動車株式会社、UDトラックス道東株式会社、東北海道日野自動車株式会社の7社により指名競争入札を行い、株式会社佐渡自動車整備工場が3,882万9,000円で落札をしております。

なお、株式会社佐渡自動車整備工場とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成26年3月20日を予定しているところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第5号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第5号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,949万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億1,549万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

20款諸収入につきましては、5項雑入に8,949万8,000円追加し、総額を2億184万9,000円とするものです。これによりまして、歳入合計135億2,600万

《平成25年5月10日》

円に8,949万8,000円追加し、総額を136億1,549万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に8,949万8,000円追加し、総額を30億880万3,000円とするものです。これによりまして、歳出合計135億2,600万円に8,949万8,000円追加し、総額を歳入歳出同額の136億1,549万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費8,949万8,000円につきましては、平成23年9月に札幌地方裁判所に訴状が提出されました児童死亡に係る損害賠償請求事件に対応する経費として、控訴にかかる手数料、訴訟代理人への委託料、賠償金を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

20款諸収入5項雑入6目雑入8,949万8,000円につきましては、全国町村会総合賠償補償保険からの保険金であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

20款諸収入、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第5号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成25年第3回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 荷 田 篤 秀
署 名 議 員 山 田 和 夫
署 名 議 員 阿 部 君 枝